

平成27年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について



環境省総合環境政策局環境経済課

本日の説明の内容

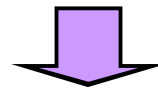
1. グリーン購入法の概要
2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

1 . グリーン購入法の概要

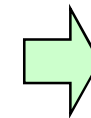
グリーン購入法の概要（法の目的）

目的（法第1条）

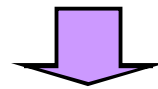
環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



国等の公的部門における調達
の推進
環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

グリーン購入法の概要 (責務、基本方針、調達方針等)

国及び独立行政法人等

責務 (法第3条)

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ▶ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ▶ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定 (法第6条)
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

重点的に調達を推進すべき環境物品の種類 (特定調達品目)
判断の基準及び基準を満たす物品等 (特定調達物品等) の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ▶ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表 (法第7条)
- ▶ 調達方針に基づき調達を推進
- ▶ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知 (法第8条)

(取組が不十分な場合)
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)

グリーン購入法の概要 (地方公共団体等の責務等)

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

グリーン購入法の概要（調達時の配慮、情報提供等）

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

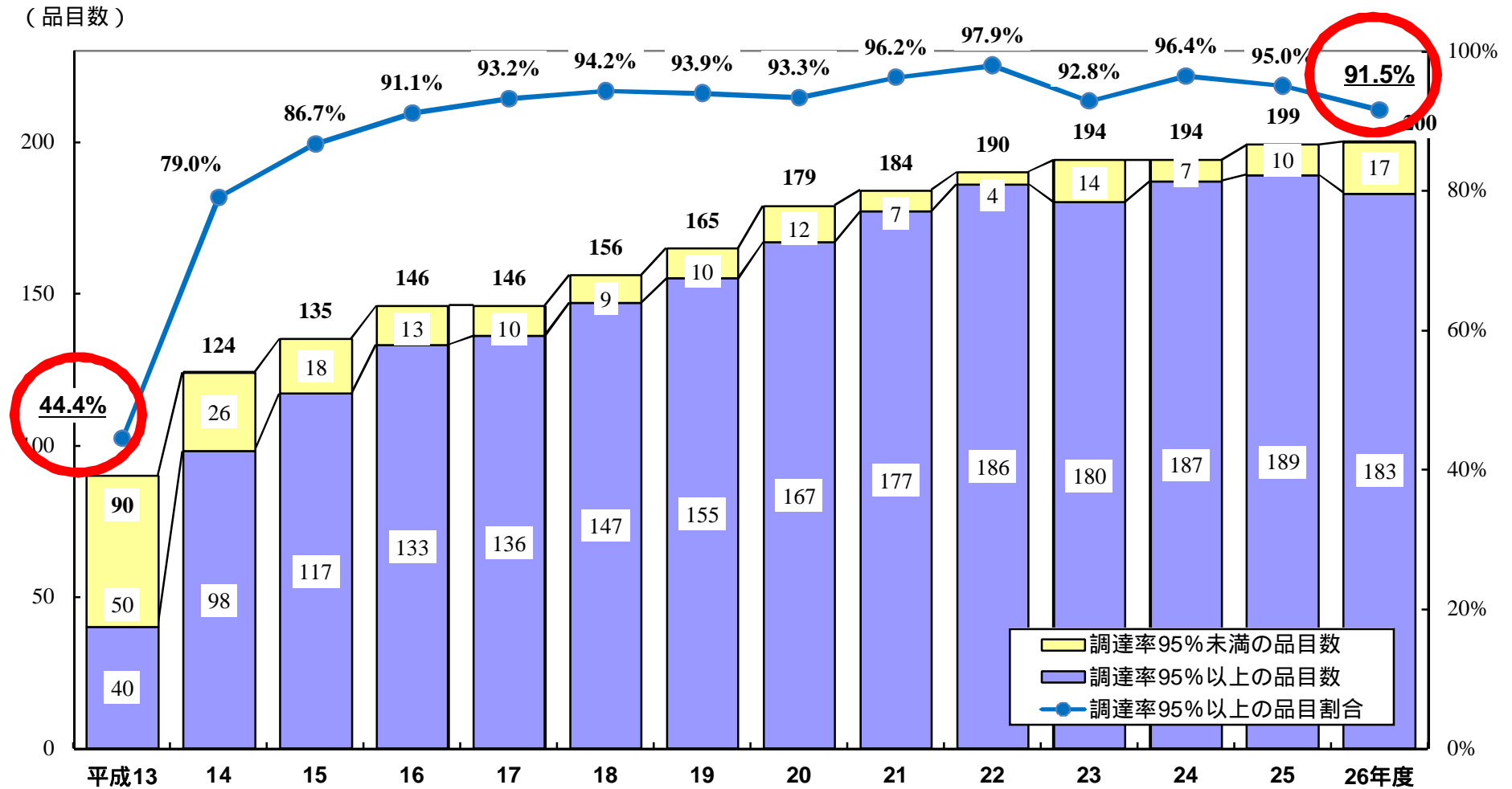
情報の提供（法第12条、13条）

事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

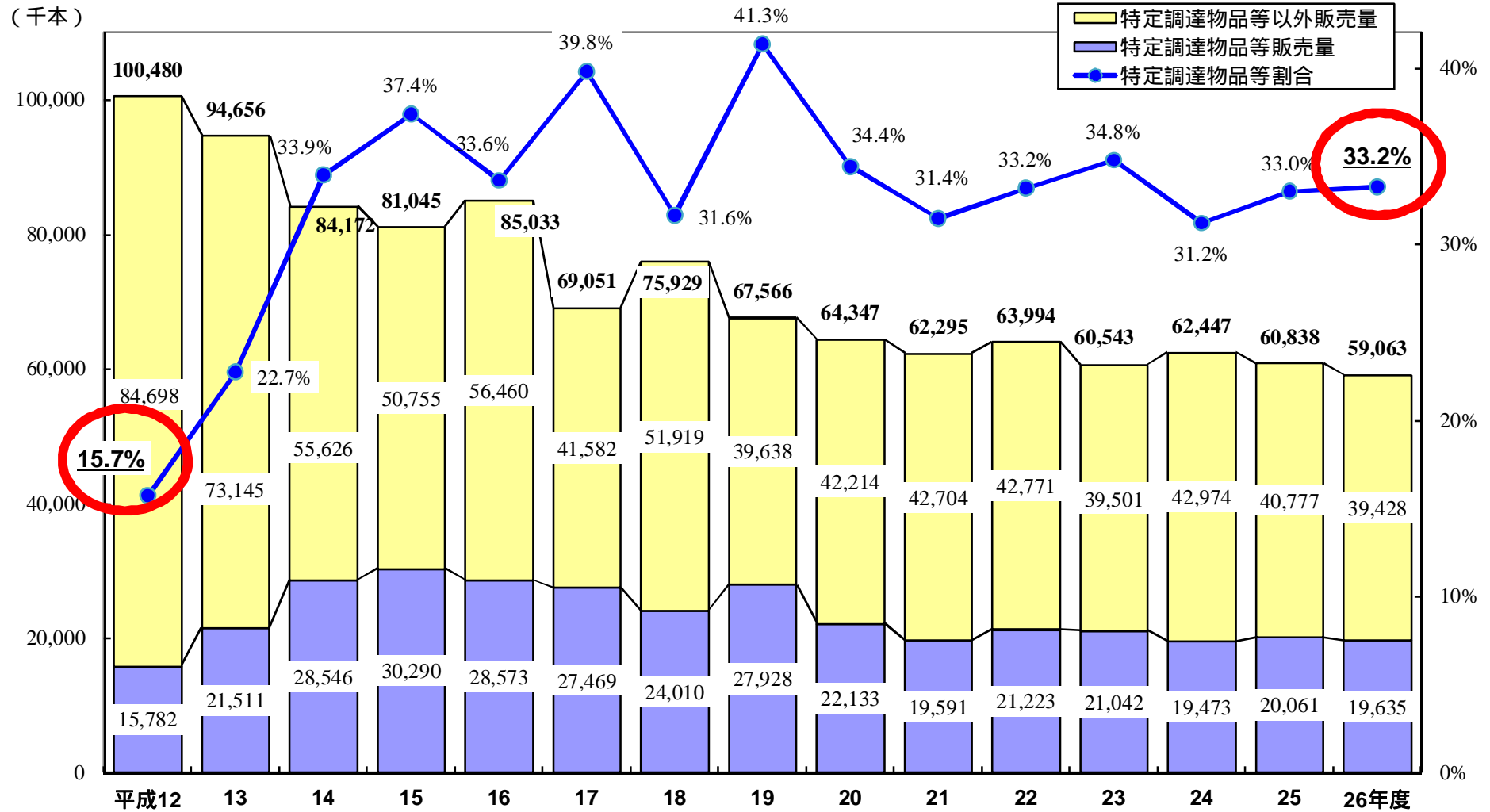
情報の整理等（法第14条、附則2項）

国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

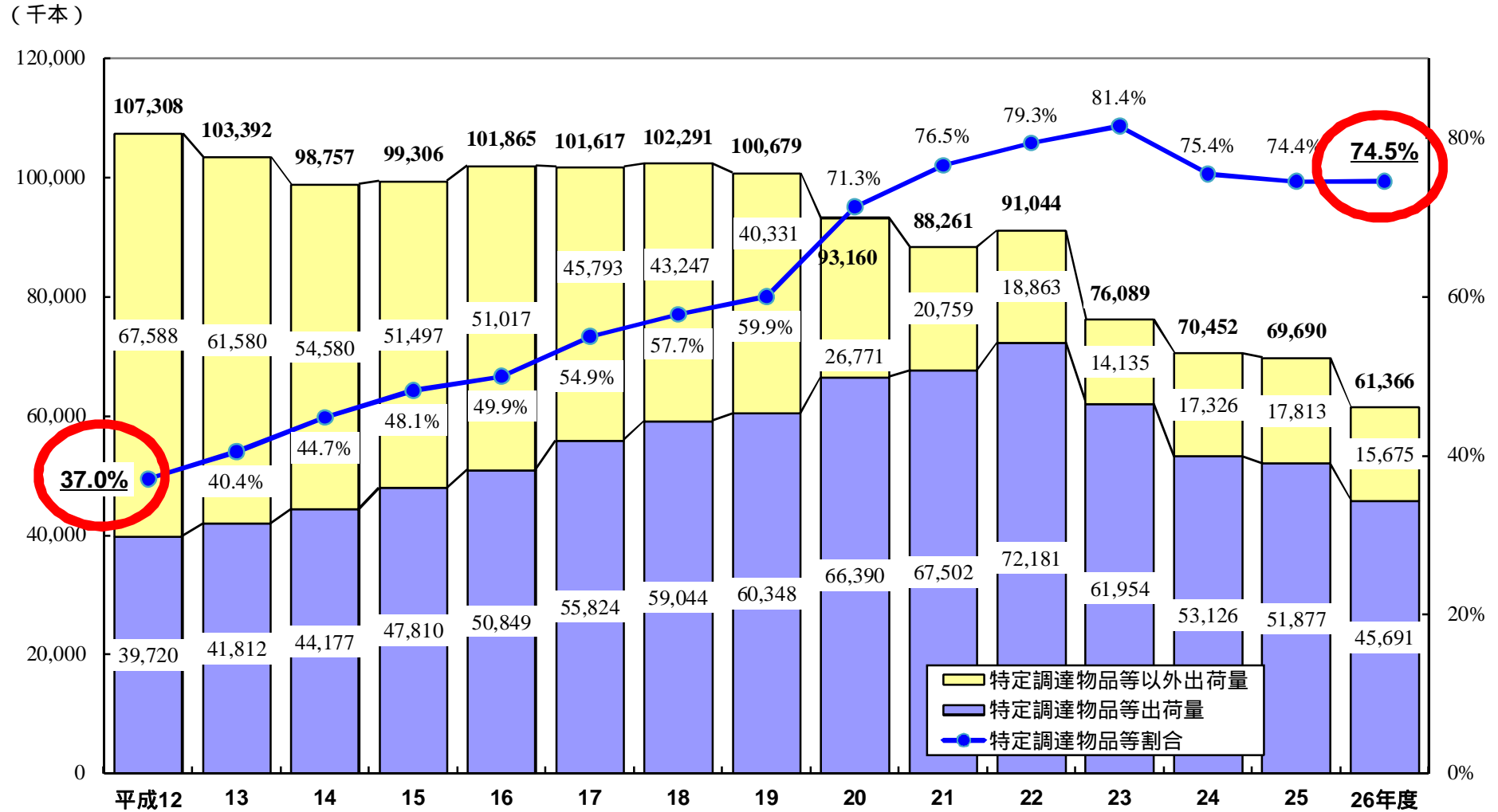
国等の調達実績の推移



特定調達物品の国内販売量及び割合（シャープペンシル）



特定調達物品の国内出荷量及び割合（蛍光ランプ）



判断の基準と配慮事項

判断の基準

- **グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準**
 - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
 - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

- **特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項**
 - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

2 . 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

特定調達品目に係る判断の基準等の見直し

本年度は

46品目の判断の基準等の見直し



21分野270品目

分野横断的な見直しの概要

木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る備考の修正

- 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
 - ▶ **ただし書に関する記載を追加**

紙類、文具類、オフィス家具等、記録用メディア、インテリア・寝装寝具、公共工事（製材等8品目）、役務（印刷）

芯の交換が可能であることを判断の基準に追加

【判断の基準】

- 文具類共通の判断の基準を満たし、芯の交換が可能
➡ 配慮事項からの格上げ

(備考・その他)

- 平成28年度1年間の経過措置の設定。経過措置は市場動向を勘案し検討(備考16)

植物由来プラスチックに係る判断の基準の変更

【判断の基準】

金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、いずれかの要件を満たすこと

ア．再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上

イ．植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上

➡ バイオベース合成ポリマー含有率 の基準を新たに追加

「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、植物由来原料分の配合割合のことをいう（詳細は後述）

カートリッジ等【p.50】

化学安全性に係る基準の変更

- トナー及びインクの化学安全性（備考9）
 - ア．トナー及びインクに ~ の各物質が処方構成成分として添加されていないこと
 - カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物
 - 発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質、難分解性、生体蓄積性毒性物質、極めて難分解性で高い生体蓄積性の物質等
 - 特定アゾ着色剤
 - イ．トナー及びインクへの殺虫・殺菌性物質の使用制限
 - ウ．トナー及びインクがAMES試験で陰性
 - エ．トナー及びインクのSDSの具備
 - ➡ EU化学品規制等との整合をとるため、対象物質等を変更

エネルギー消費効率に係る経過措置の延長等

【判断の基準】

エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（電気冷蔵庫の省エネルギー基準達成率165%以上）

冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用

特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示

（備考・その他）

- 定格内容積250ℓ超400ℓ以下の製品については、**平成28年度1年間**は多段階評価基準の3つ星（電気冷蔵庫の省エネルギー基準達成率133%以上）でも可（備考7イ）

➡ **経過措置を延長**

- 定格内容積250ℓ以下の製品については、トップランナー基準を上回らないこと（2つ星）でも可（備考7ア）

■ 電気冷蔵庫等に係る省エネ法の基準の見直しについて

- ・ グリーン購入法の判断の基準 は、現行の省エネ法の基準を準用しているが、今般、省エネ法の基準が改定される予定
- ・ 省エネ法の新基準では、現行基準とは異なる省エネ指標が採用される見込み



- ・ 省エネ法の新基準の施行後は、現行基準に基づく表示がされなくなる見込み
- ・ 判断の基準 への適合確認が困難になる可能性がある

【平成28年度の電気冷蔵庫等の調達について】

- 可能な限りグリーン購入法の判断の基準を満たす製品の調達に努める
(新基準の施行前に発売された製品については、メーカーへの問い合わせや旧カタログ等で確認が可能)
- 判断の基準を満たす製品が見つからない場合、できる限り省エネ性能の高い製品の購入に努める
(省エネ法の新基準で「 」が多い製品等)

テレビジョン受信機【p.85】

エネルギー消費効率に係る経過措置の一部延長

【判断の基準】

エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率198%以上）

（備考・その他）

● 判断の基準 について受信機型サイズが39V型以下のものは平成28年度1年間は経過措置とし、この期間は多段階評価基準の3つ星（エネルギー基準達成率149%以上）でも可（備考7）

➡ 受信機型サイズが39V型以下のものについて経過措置を延長

多段階評価	省エネルギー基準達成率
	246%以上
	198%以上 246%未満
	149%以上 198%未満
	100%以上 149%未満
	100%未満

基準を満足

電気便座【p.89】

エネルギー消費効率に係る経過措置の延長

【判断の基準】

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率159%以上）

（備考・その他）

- 温水洗浄便座のうち瞬間式で節電方式としてタイマー方式及び夜間等の非使用状態の判別機能搭載製品は、**平成28年度1年間**は多段階評価基準の3つ星（省エネルギー基準達成率129%以上）でも可（備考3）¹
 - ➡ **経過措置を延長**
- 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式の製品は、トップランナー基準達成（2つ星）でも可（備考4）²

多段階評価	省エネルギー基準達成率
2 {	188%以上
	159%以上188%未満
	129%以上159%未満
	100%以上129%未満
	100%未満

} 基準を満足

エアコンディショナー【p.93】

家庭用エアコンの冷媒に係るGWP基準の設定

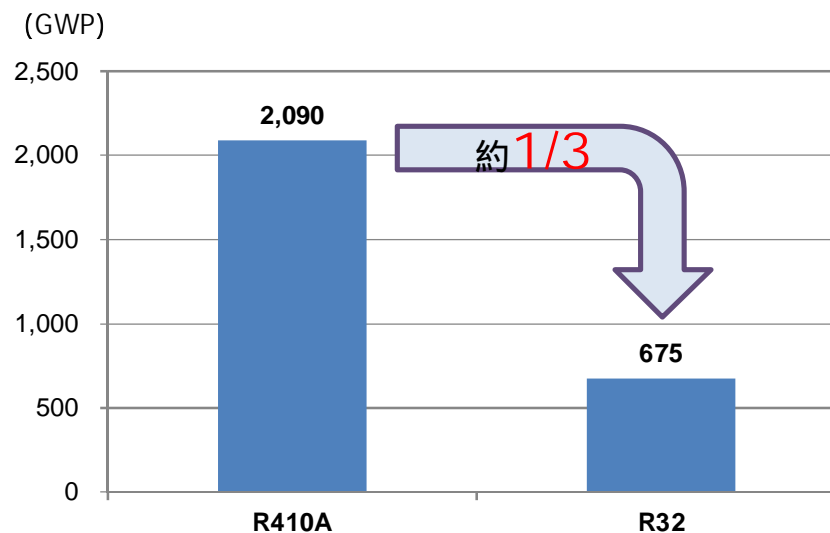
【判断の基準】

家庭用エアコンの冷媒のGWPは750以下

- ➡ 配慮事項からの格上げ
- ➡ フロン排出抑制法に基づく2018（平成30）年度の目標値

【配慮事項】

業務用エアコンは、冷媒に可能な限りGWPの低い物質を使用



期間成績係数に係る判断の基準等の見直し

【判断の基準】

期間成績係数が1.07以上

- ▶ 新たなJIS規格（JIS B 8627）の制定（平成27年10月）に伴い、基準値を新たに設定

（備考・その他）

- 対象となる機種は、JIS B 8627に規定されるもの（JIS適合機種が対象）で、定格冷房能力が7.1kW超28kW未満（備考1）
 - ▶ JISの適用範囲拡大に伴い、対象をJIS適合機種に限定
- 期間成績係数はJIS B 8627に規定する方法により算出（備考2）
 - ▶ 期間成績係数は1次エネルギー換算値（APFp）

植物由来のプラスチック又は合成繊維の使用

【配慮事項】

環境負荷低減効果が確認された植物を原料とするプラスチック又は合成繊維を可能な限り使用

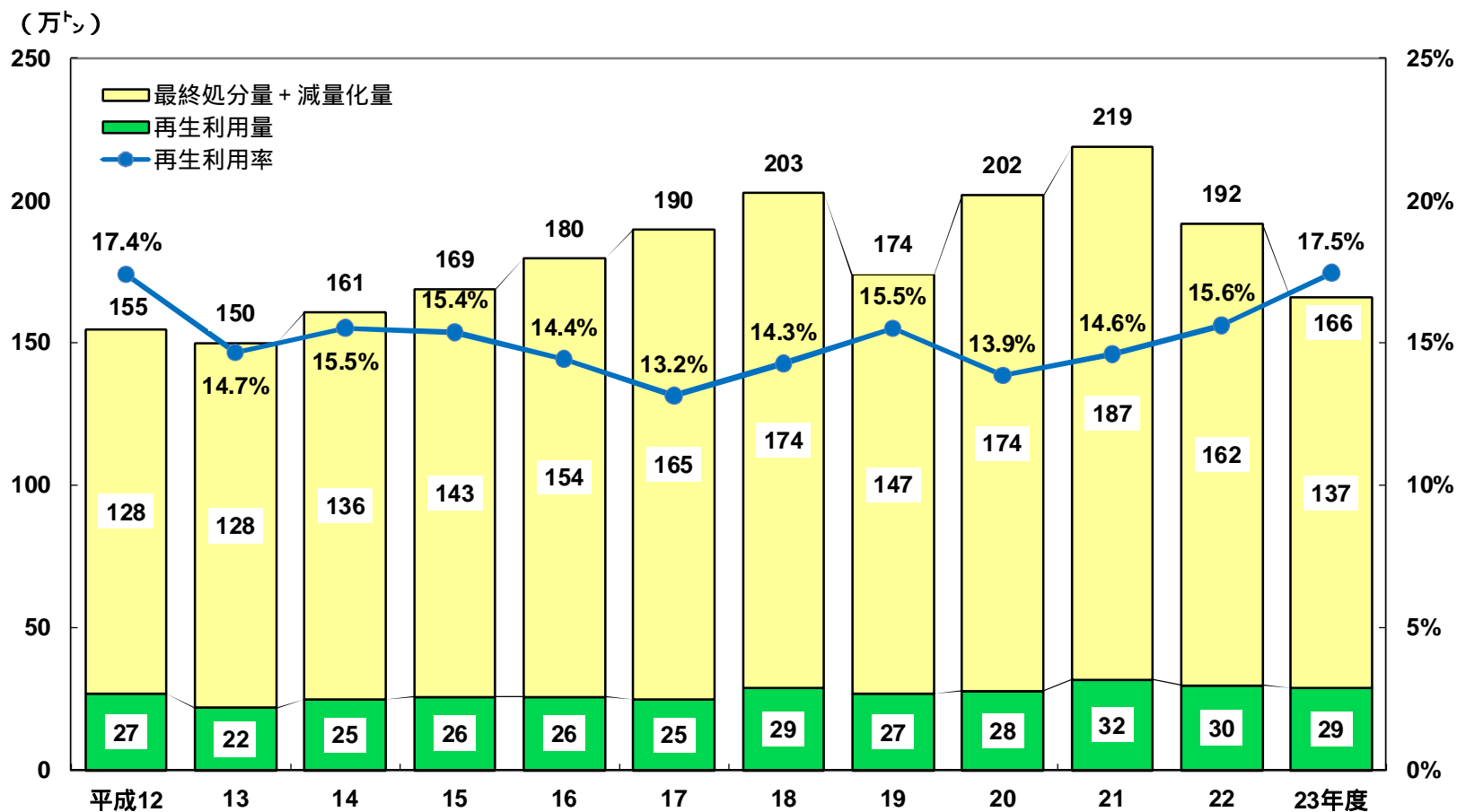
- ▶ 植物由来プラスチック・合成繊維に関する配慮事項を追加

個別品目ごとの見直しを行うとともに、素材としての繊維に着目し、分野・品目を横断した検討を実施

1. 故繊維に係る基準の追加
2. 植物由来の合成繊維又はプラスチックに係る基準の変更
 - 生分解性 / 非生分解性の区分の廃止
 - 植物由来成分の配合割合（バイオベース合成ポリマー含有率）に係る基準の追加

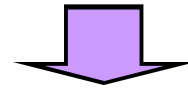
■ 繊維くずの再生利用率

○ 平成23年度の全体の排出量は**166万トン**、再生利用率は**17.5%**



故繊維

繊維廃棄物の削減、未利用資源の有効利用、資源の循環利用の観点から、故繊維の原料としての積極的な活用が重要

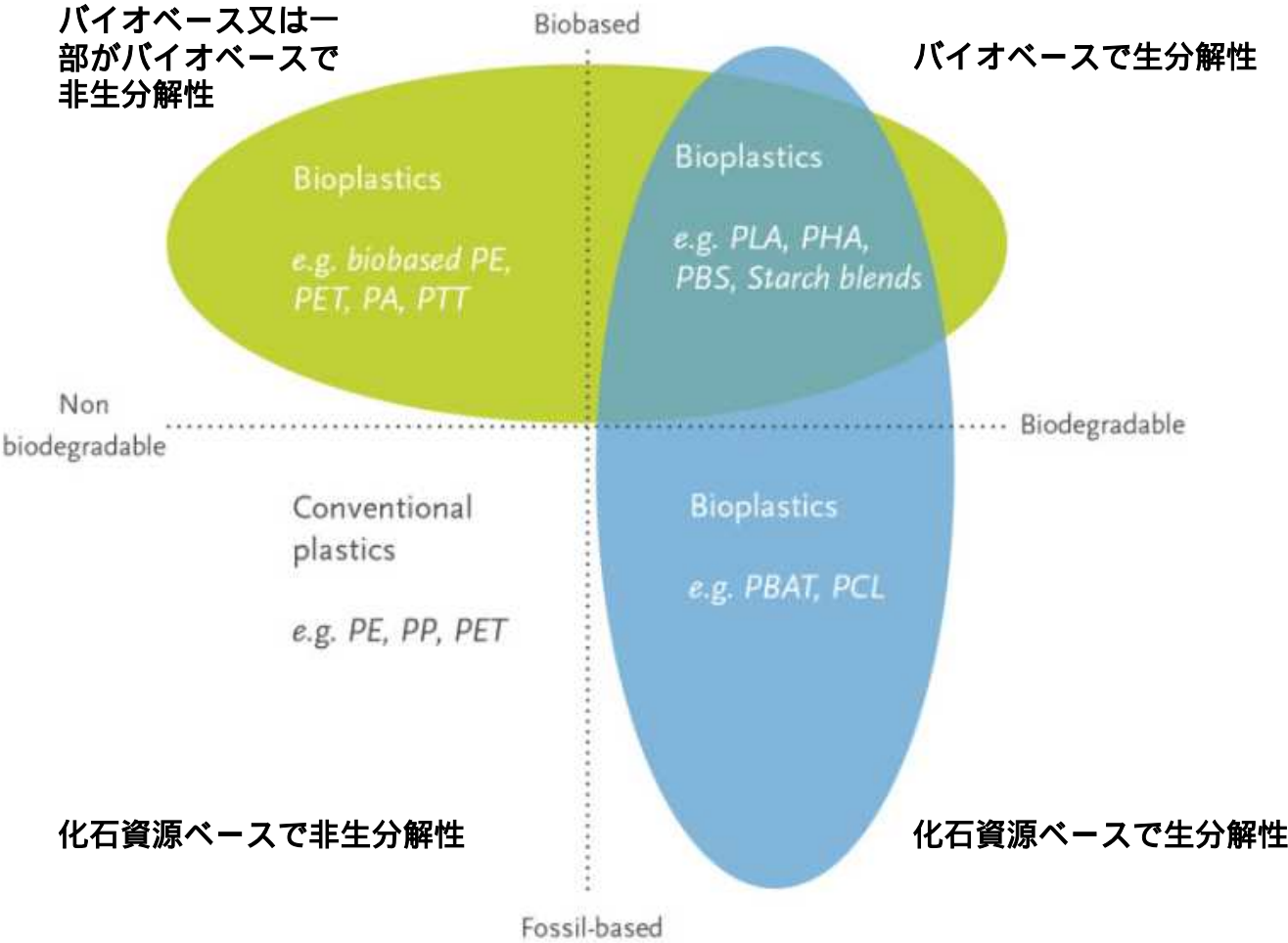


再生PET樹脂のうち故繊維から得られるポリエステル繊維の配合率に係る判断の基準を設定し、故繊維の利用を促進

- 「再生PET樹脂」とは
 - PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの
- 「故繊維」とは
 - 使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等
- 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは
 - 故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維
- 「反毛繊維」とは
 - 故繊維を綿状に分解し再生した繊維

植物由来の合成繊維又はプラスチック

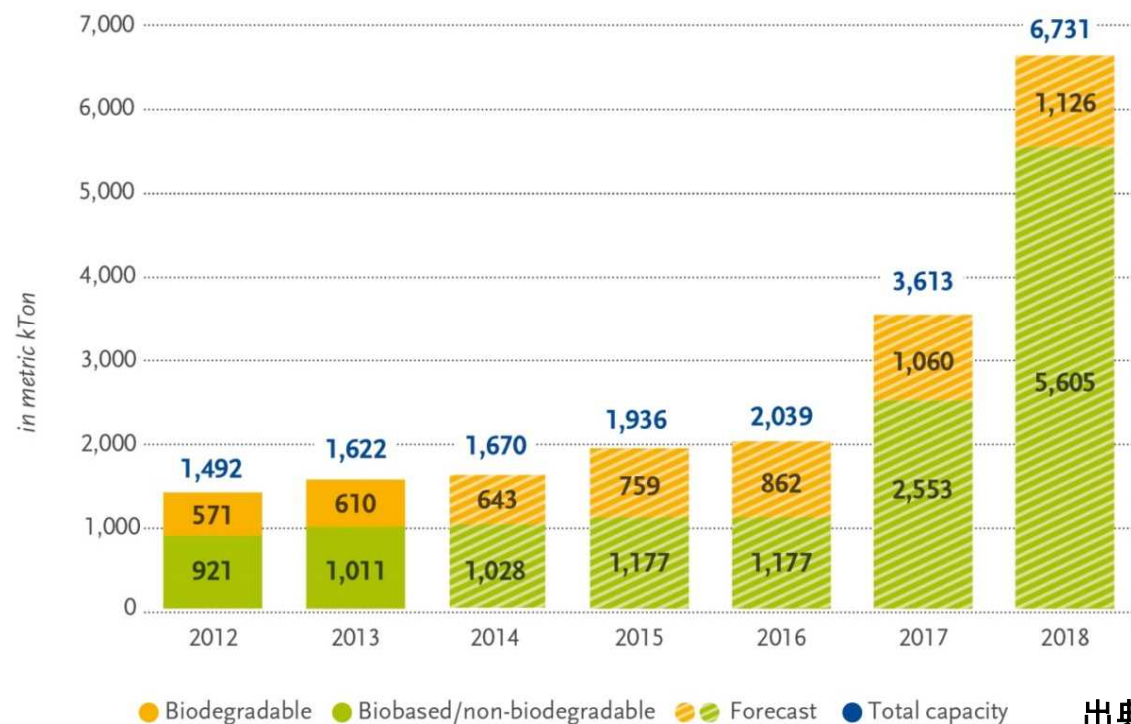
植物由来プラスチックの分類



植物由来の合成繊維又はプラスチック

- 植物由来プラスチックの世界的生産能力の推移
 - 2013年の生産能力**162万ト**から2018年**673万ト**（見込み）

Global production capacities of bioplastics



出典：European-bioplastics.org

- 非生分解性の植物由来プラの普及が拡大
- 繊維製品等においても非生分解性プラスチックが主流となってきている

生分解性 / 非生分解性により判断の基準等を分ける必要性は低い
→ 生分解性 / 非生分解性を区分せず同一の判断の基準を設定

植物由来の合成繊維又はプラスチック

バイオベース合成ポリマー含有率

$$= \frac{\text{植物を原料とする合成繊維（又はプラスチック）に含まれる植物由来原料分の重量}}{\text{繊維部分全体重量（又はプラスチック重量）}}$$

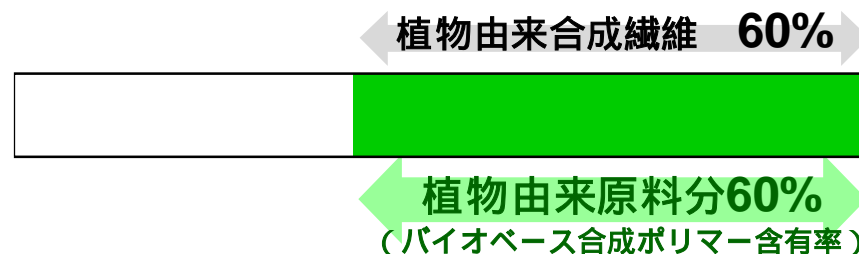
- 植物由来の合成繊維又はプラスチックの環境負荷低減効果は、化石資源由来の原料を植物由来に代替することにより得られる
- 植物由来原料の割合（バイオベース合成ポリマー含有率）は環境負荷低減効果に関連する指標の一つ



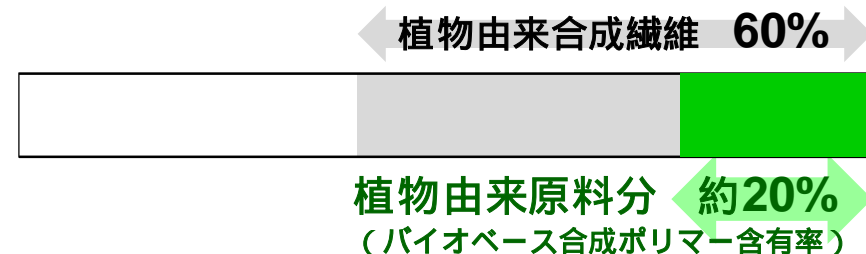
従前の植物由来合成繊維（又はプラスチック）の配合率に加え、バイオベース合成ポリマー含有率を判断の基準として設定

植物由来原料分は合成繊維（又はプラスチック）の種類によって異なる

例1) PLA（ポリ乳酸）、植物由来PE（ポリエチレン）



例2) 植物由来PET（ポリエチレンテレフタレート）



【参考】バイオベース合成ポリマー含有率の確認について

- バイオベース合成ポリマー含有率の求め方
 - 化石資源由来の合成繊維（プラスチック）と植物由来のものを外観から区別することは困難（分子量や物性に差がない）
 - 2015年4月にバイオマスプラスチックの含有率の計算方法の国際規格が **ISO16620シリーズ (Plastics -- Biobased content --)** として発効
 - ➡ **バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2又はASTM D6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3に規定される方法により算出**

¹⁴C法：自然の生物圏内において放射性同位体である炭素14（¹⁴C）の存在比率が一定に保たれていることを利用し、動植物の化石などの年代測定を行う手法。この手法を応用することで、化石資源由来の炭素と、動植物由来の炭素の割合を求めることが可能

バイオベース合成ポリマー含有率の適合確認について

- 合成ポリマーでない動植物由来の材料（木質、ウール、綿等）は、上記の方法ではバイオベース合成ポリマーと区別ができない
- 上記のような材料と、植物由来の合成繊維又はプラスチックの複合製品については、最終製品段階で、バイオベース合成ポリマー含有率の測定・分析が難しい場合が多い

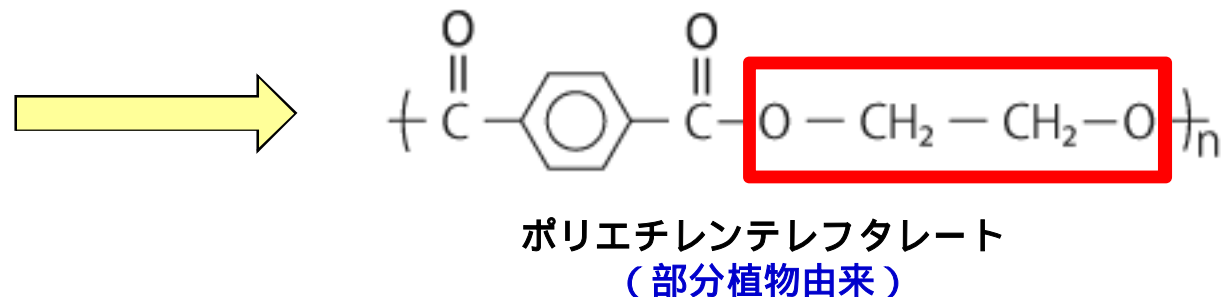
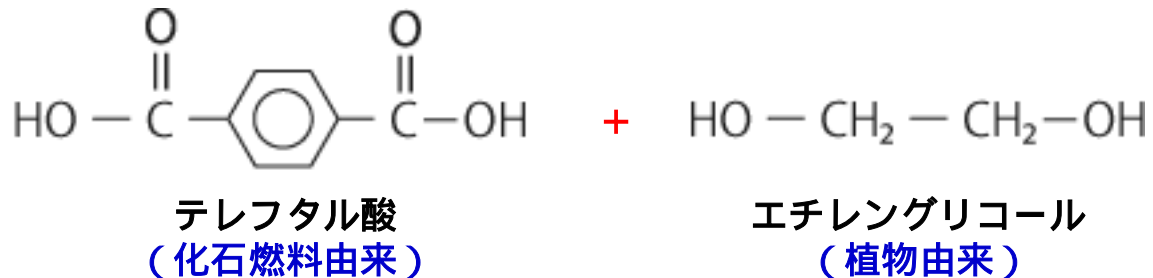


植物由来の合成繊維又はプラスチックは、原料樹脂の段階でバイオベース合成ポリマー含有率を測定・算出し、その結果を根拠として最終製品の適合証明・確認を行うことが望ましい

【参考】植物由来PET樹脂

■ 植物由来PET樹脂

- PET（ポリエチレンテレフタレート）は、テレフタル酸とエチレングリコールを重縮合して得られる
- 現在上市されている植物由来PET樹脂の多くは、化石燃料由来のテレフタル酸と植物由来のエチレングリコールから生成されている
- 上記植物由来PET樹脂のユニット分子量192のうち60（31%）が植物由来（分子式の太枠部分）



繊維製品に係る判断の基準等の改定内容

17品目について判断の基準等を改定

分野	品目	故繊維の利用促進	植物由来合成繊維		判断の基準等の見直し
			生分解/非生分解	バイオベース	
制服・作業服(3)	制服	○	○	○	○
	作業服	○	○	○	○
	帽子	○			○
インテリア・寝装寝具(9) ベッドフレーム除く	カーテン	○	○	○	○
	布製ブラインド	○	○	○	○
	タフテッドカーペット	○			○
	タイルカーペット	○			○
	織じゅうたん	○			○
	ニードルパンチカーペット	○	○	○	○
	毛布(災害備蓄用を含む)	○			○
	ふとん	○			○
	マットレス	○		○	○
作業手袋(1)	作業手袋(災害備蓄用を含む)				-
その他繊維製品(7)	集会用テント(災害備蓄用を含む)	○			○
	ブルーシート(災害備蓄用を含む)				-
	防球ネット	○		○	○
	旗	○		○	○
	のぼり	○		○	○
	幕	○		○	○
	モップ				-

注1: 「故繊維の利用促進」は、故繊維から得られたポリエステル繊維に係る判断の基準を設定した品目

注2: 「生分解性/非生分解性」は、生分解性及び非生分解性に係る判断の基準を統一した品目

注3: 「バイオベース」は、植物由来合成繊維のバイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準を設定した品目

故繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が裏生地を除く繊維部分全体重量比25%以上

(ポリエステル繊維の配合率が低い場合(繊維部分全体重量の50%未満)の緩和措置あり)

再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上、かつ、回収・再使用・リサイクルシステムがあること

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比25%以上、かつ、**バイオベース合成ポリマー含有率10%以上**

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比10%以上、かつ、**バイオベース合成ポリマー含有率4%以上**、さらに、回収・再使用・リサイクルシステムがあること

➡ **バイオベース合成ポリマー含有率の基準を新たに追加**

未利用繊維・反毛繊維の使用等

【配慮事項】

製品に可能な限り **未利用繊維又は反毛繊維** を使用

➡ 他品目と表現を統一

他にカーテン、布製ブラインド、毛布及びびとんの4品目について同様の修正（当該品目については記載は省略）

（備考・その他）

● 配合率は繊維部分全体重量比（ボタン等の付属品を除く）（備考2）

故繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

故繊維に係る判断の基準等の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

植物由来合成繊維に係る判断の基準等の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比10%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率4%以上、さらに、回収・再使用・リサイクルシステムがあること

➡ バイオベース合成ポリマー含有率の基準を新たに追加

カーテン・布製ブラインド

植物由来合成繊維に係る判断の基準等の追加等

(備考・その他)

- 判断の基準 のバイオベース合成ポリマー含有率の適用について平成28年度1年間の経過措置とする。経過措置は市場動向等を勘案して適切に検討(備考12)
 - ➡ 判断の基準 のバイオベース合成ポリマー含有率の基準については経過措置を設定

タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん【p.135】

故繊維に係る判断の基準の変更

【判断の基準】

- 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他再生材料の合計重量が製品全体重量比25%以上
 - ➡ 他の品目と合わせて表現を修正

故繊維、植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等

【判断の基準】

○ 次のいずれかの要件を満たすこと

未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他再生材料の合計重量が製品全体重量比25%以上

➡ 他の品目と合わせて表現を修正

植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

ア．植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上

イ．植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比10%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率4%以上、さらに、回収・再使用・リサイクルシステムがあること

➡ バイオベース合成ポリマー含有率の基準を新たに追加

毛布（災害備蓄用品も同様）【p.137】

故繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

故繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

○ 次のいずれかの要件を満たすこと

ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

ウ．故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

マットレス【p.141】

故繊維、植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

イ．故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

ウ．植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上

➡ バイオベース合成ポリマー含有率の基準を新たに追加

故繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

防球ネット【p.146】

故繊維、植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上

- ➡ バイオベース合成ポリマー含有率の基準を新たに追加

故繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

- ➡ 故繊維の利用促進の観点から、新たに判断の基準として追加

植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上

植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比10%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率4%以上、さらに、回収・再使用・リサイクルシステムがあること

- ➡ バイオベース合成ポリマー含有率の基準を新たに追加
回収・リサイクルシステムがある場合の緩和措置の追加

経過措置の終了

【判断の基準】

近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上

➡ 備考において判断の基準 に設定していた経過措置が終了

品目名称の変更、LED道路照明に係る判断の基準等

< 品目名称の変更 >

- 「環境配慮型道路照明」を「**LED道路照明**」に変更
 - ▶ 対象の明確化（高圧ナトリウムランプ及びセラミックメタルハイドランプを対象から外し、LED道路照明を新たに対象とする）

【判断の基準】

- LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと

道路照明器具である場合は、次の基準を満たすこと

ア．標準皮相電力が**基準値（表1）以下**

イ．平均演色評価数**Ra60以上**

ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の**定格寿命**がそれぞれ**60,000時間以上**

LED道路照明に係る判断の基準等

【判断の基準】

トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと

- ア．標準皮相電力が基準値（表2）以下
- イ．平均演色評価数Ra60以上
- ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命がそれぞれ90,000時間以上

トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと

- ア．標準皮相電力が基準値（表3）以下
- イ．平均演色評価数Ra60以上
- ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命がそれぞれ75,000時間以上

LED道路照明に係る判断の基準等

（備考・その他）

- 「平均演色評価数Ra」の測定方法はJIS C 7801及びJIS C 8152-2に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずる（備考1）
- 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値（備考2）

断熱性に係る配慮事項の変更

【配慮事項】

サッシの枠、障子の枠及びガラスへ有効な断熱措置を講ずる又は断熱性の高い素材を使用

サッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数值が小さいもの

（備考・その他）

● 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、経済産業省告示による（備考）

➡ 経済産業省の告示制定に伴う変更

JIS規格の制定に伴う判断の基準等の見直し

【判断の基準】

期間成績係数が表の数値以上

- ▶ 新たなJIS規格（JIS B 8627）の制定（平成27年10月）に伴い基準値を新たに設定

（備考・その他）

- 対象となる機種は、JIS B 8627に規定されるもの（JIS適合機種が対象）で、定格冷房能力28kW以上（備考1）
 - ▶ JISの適用範囲拡大に伴い、対象をJIS適合機種に限定
- 期間成績係数の算出方法はJIS B 8627による（備考2）
 - ▶ 期間成績係数は1次エネルギー換算値（APFp）

板面表示の確認が困難な場合の措置等

（備考・その他）

- 原料となる木材の合法性又は持続可能性を確認する場合は、合板型枠の板面に備考3のア及びイに示す内容が表示されていることを確認（備考2）
- 合板型枠の板面には、下記ア、イの内容を表示すること（表示内容は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠）
 - ア．判断の基準 又は の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
 - イ．認定・認証番号、認定団体名等

各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示。板面への表示が困難な場合は木口面の見やすい箇所に明瞭に表示

板面表示をした合板型枠であって、再使用等で板面への表示が確認できない場合は、受注者が調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することで、板面表示がなされているものとみなす（備考3）

経過措置の延長

（備考・その他）

- 判断の基準 及び の適用は、平成28年度までは経過措置を設け、この期間中は判断の基準を満たす合板型枠の調達に努める。備考3の表示のない合板型枠は、判断の基準を適用する対象には含めない（備考4）

➡ 合法性に関する表示に係る経過措置を延長

飲料自動販売機設置【p.233】

ノンフロン化の促進

【判断の基準】

冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用

特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示

(備考・その他)

- 判断の基準 の冷媒は、カップ式飲料自動販売機のうち、平成29年4月30日までに設置事業者から製造事業者が発注された自動販売機には適用しない。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用しない、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用すること(備考5)

- ➡ 紙容器飲料自動販売機については適用除外の終了
カップ式自動販売機については経過措置を設定

- 判断の基準 は、リユース部品には適用しない(備考7)

- ➡ メンテナンス等にリユース部品を使用する場合は、特定の化学物質の含有率基準の制限に係る基準の適用を除外

再生材料又は植物由来プラスチックの使用

【配慮事項】

梱包用資材及び養生用資材に再生材料又は植物を原料としたプラスチックを使用

- ➡ 再生材料又は植物由来プラスチックの使用に関する配慮事項を追加

WARM BIZ (ウォームビズ)

ぽかぽかをもうひとつ。



室温20度で快適に暖かく過ごすために様々な工夫が行われてきたウォームビズ。冬の節電は、夏の対策よりも省エネ効果やCO₂排出量の削減効果が高いといわれています。

家・職場・通勤・旅…といった、
ライフスタイルに関わるあらゆるシーンで、
ウォームビズをみんなでいっしょに始めませんか？

ウォームビズ期間：2015年11月1日～2016年3月31日